

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	13 件

静岡国民年金 事案 1178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年2月から57年12月まで
② 昭和59年4月及び同年5月

社会に出るに当たり、父親から国民年金に加入することは社会人の義務であると言われたので、区役所出張所で加入手続を行うとともに保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人は、20歳のころ国民年金加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年4月13日に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出された様子はないことから、このころ加入手続を行い、20歳にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと考えられる。

また、申立人は、自宅に納付書が届き、区役所の出張所窓口で半年又は1年分の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、上記払出時点では、申立期間①の大半は既に時効に到達している上、同出張所窓口においては過年度保険料の収納を行っていなかったため、申立人の主張する方法で保険料を納付することができたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立人の父親から国民年金への加入を勧められ、保険料を納付するための金銭を借りたと述べているが、その父親からはこれらについての話を聞くことはできないことから、申立期間①に係る加入手続及び保険料納付についての詳細は不明である上、申立人が申立期間①の

保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について

申立人は、申立期間②の直後である昭和 59 年 6 月に厚生年金保険被保険者となり、60 年 1 月の結婚に伴い実家から別の市へ転出しているところ、オンライン記録によれば、60 年 11 月 5 日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、同納付書は申立期間②の保険料に係る納付書であると考えられるほか、申立人が所持する年金手帳に記載のある住所及びオンライン記録に収録されているこの当時の住所は、申立人の実家となっていることから、同納付書は、申立人の実家に郵送された可能性が高い。

また、申立期間②の直前である 59 年 3 月分の保険料が 60 年 2 月 25 日に過年度納付されていることから、この過年度納付は申立人の家族によるものと考えられ、申立期間②の保険料についても、59 年 3 月分の保険料と同様に、申立人に代わり実家の者が納付していたと考えても不自然ではない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年9月まで

昭和36年当時、役場から国民年金に加入しなくても良いと言われ加入しなかったが、39年ごろに強制加入と言われ、36年4月までさかのぼって加入することとした。加入手続は夫が行い、保険料の納付についても夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料は夫がまとめて納付したと思うので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その夫が、夫婦分をまとめて納付したと述べているところ、その夫は、特殊台帳（マイクロフィルム）から、第1回特例納付（昭和45年7月から47年6月まで実施）により、昭和36年4月から39年9月までの夫自身の保険料を納付したことが確認できる。

また、申立人の夫は、国民年金加入期間において保険料の未納は無く、申立人についても申立期間のほかに未納は無いことから、その夫の保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人及びその夫の特殊台帳（マイクロフィルム）から、夫婦の国民年金手帳記号番号の払出の時点で過年度扱いとなる昭和39年10月から41年3月までの保険料を夫婦同日にさかのぼって納付していることが確認できることから、その夫が、夫婦の未納保険料の解消に努めていたことが推認でき、申立期間について、夫婦のうち申立人の夫は特例納付を行ったこととされているのに対して、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月10日は17万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る賞与の記録が無い旨の回答を得たが、申立期間当時、A事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の給与台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年7月10日は17万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成

18年7月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月10日は25万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い旨の回答を得たが、申立期間当時、A事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の給与台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年7月10日は25万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成

18年7月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1144

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月10日は18万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い旨の回答を得たが、申立期間当時、A事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の給与台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年7月10日は18万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成

18年7月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月10日は21万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い旨の回答を得たが、申立期間当時、A事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の給与台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年7月10日は21万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成

18年7月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月10日は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い旨の回答を得たが、申立期間当時、A事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の給与台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年7月10日は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成

18年7月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月10日は19万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い旨の回答を得たが、申立期間当時、A事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の給与台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年7月10日は19万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成

18年7月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月10日は22万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い旨の回答を得たが、申立期間当時、A事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の給与台帳により、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年7月10日は22万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成

18年7月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1149

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和18年7月21日、資格喪失日は19年10月1日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年7月から19年1月までは40円、同年2月から同年9月までは60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年7月21日から19年10月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員及び申立人が記憶していた同僚の証言により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことがうかがわれる。

また、A事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日が一部相違しているものの、同姓同名の記録が発見され、当該記録は、昭和18年7月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、資格喪失日の記載がされていない。

さらに、上述の名簿において、申立人が記憶する同僚についても、厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和18年7月21日と記載されており、資格喪失日は記載されていないが、オンライン記録では、19年10月1日に資格を喪失していることが確認できる。

加えて、上述の同僚は、「A事業所において自分の厚生年金保険の記録のある期間、申立人とは一緒に勤務していた。」と証言していることから、申立人の被保険者資格の喪失日は昭和19年10月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、当該記録は、申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人が昭和18年7月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、19年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和18年7月から19年1月までは40円、同年2月から同年9月までは60円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年11月25日に、資格喪失日に係る記録を47年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月25日から47年1月21日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。しかし、申立期間にはA事業所B支店で勤務していたことは確かであり、ほぼ同じ期間に勤務していた同僚に被保険者記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する申立人に係る入社後の履歴が記録された書類及びA事業所B支店において申立期間当時に勤務していた複数の従業員の証言により、申立人は申立期間にA事業所B支店に勤務していたことが確認できる。

また、上述の履歴が記録された書類に、「45.11.25 命見習社員B支店勤務、47.1.20 依願退職」との記録があり、A事業所の総務担当者は、「当社の社員は、見習として採用した時から厚生年金保険に加入し、保険料を控除されている。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上述の履歴が記録された書類における給与額から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 11 月から 46 年 12 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 23 年 6 月 5 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25 年 12 月 19 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 23 年 6 月及び同年 7 月は 600 円、同年 8 月及び同年 9 月は 3,600 円、同年 10 月から 24 年 4 月までは 4,800 円、同年 5 月から 25 年 11 月までは 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 6 月 5 日から 25 年 12 月 19 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間に A 事業所で厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が提出した厚生年金被保険者台帳正本には、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日（昭和 23 年 6 月 5 日）及び資格喪失日（昭和 25 年 12 月 19 日）の記載があることから、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人とは名前が相違（「B」が「C」となっている。）し、資格喪失日の記載は無いものの、申立人と同じ生年月日で、上述の当該事業所が提出した被保険者台帳正本にある厚生年金保険の記号番号と同じ記号番号が記載され、当該記録の直前、直後に申立人が同期生として氏名を挙げた 2 名の同僚の氏名が記載されており、これら 3 名は、昭和 23 年 6 月 5 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳では、申立人とは名前が相違（「B」が

「C」となっている。)しているものの、申立人と同じ生年月日で、上述の記号番号と同じ記号番号が記載され、当該記録では、資格取得日が昭和 23 年 6 月 5 日、資格喪失日が 24 年 4 月 30 日と記載されていることが確認できる。

加えて、申立人の同期生とされる同僚の一人は、「申立人は、自分と同じ営業所で働いていた。申立人が 1 年未満で辞めたということはない。」と証言している上、オンライン記録から、昭和 24 年 4 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる申立人の氏名のうち名前が「C」となっている被保険者を含めた 3 名の被保険者は、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同日後に標準報酬月額が改定が行われた記載が確認でき、事業主が同日に申立人に係る被保険者資格を喪失する旨の届出を行ったとは考え難い。

なお、A 事業所が提出した厚生年金被保険者台帳正本において、申立人の氏名が記載されているページに記載されている申立人以外の従業員の記録について、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と照らし合わせたところ、資格取得日については、被保険者台帳正本及び被保険者名簿に資格取得日の記載が確認できない者を除くすべての従業員の資格取得日が一致しており、資格喪失日については、被保険者名簿に記載が無い者についても被保険者台帳正本には記載がある者がいることから、当該事業所が保管する被保険者台帳正本の記載内容は整合性が高いことが認められる。

これらを総合的に判断すると、前述の A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録は申立人に係る記録であると推認でき、事業主は、申立人が昭和 23 年 6 月 5 日に被保険者資格を取得し、25 年 12 月 19 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 23 年 6 月及び同年 7 月は 600 円、同年 8 月及び同年 9 月は 3,600 円、同年 10 月から 24 年 4 月までは 4,800 円、同年 5 月から 25 年 11 月までは 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月から14年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月から14年1月まで
申立期間の保険料は、社会保険事務所（当時）で毎月納付したはずであり、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、納付が遅れた分に係る納付書（1か月分又は2か月分）が届く都度、社会保険事務所で納付していたとしていることから、申立期間の保険料を過年度納付していたとの主張とみられるが、年金事務所に保管されている平成15年度以降の現金納付に係る証拠書類により、納付の有無について調査を行ったものの、申立人が申立期間のうち少なくとも平成13年3月以降の保険料を15年4月から16年2月までにかけて過年度納付した形跡は確認できない。

また、申立人の申立期間に係る確定申告書控え及び課税台帳（市）等にも国民年金保険料額は計上されていない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間直後の平成14年2月分の保険料を時効直前の16年3月29日に過年度納付した後、数次にわたり、1か月単位での過年度納付を行っているほか、申立期間前にも1か月又は2か月単位で、納付書により過年度納付していることが確認できることから、これら過年度納付を申立期間に係る納付として混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人は、申立期間以外にも未納期間が多数見受けられるほか、申立期間に係る保険料の納付開始時期、納付の周期及び納付回数に係る記憶は明確でない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事

情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 47 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 47 年 6 月まで

私は、結婚を 1 か月後に控えて会社を退職した時、父親から国民年金に加入するように勧められ、市役所に手続に行ったことを覚えている。保険料の納付は、町内の集金で保険料を払うと安くなると聞いたことを覚えており、結婚以後付けている家計簿にも国民年金保険料の支出が記載されていることから自分の強制加入期間中の保険料は納付していたと思うので、申立期間の保険料の納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 5 月に退職した時、父親から国民年金に加入するように勧められ、結婚するまでの 1 か月の間に市役所で加入手続を行った記憶があること、及び家計簿に国民年金保険料の支出の記載があることから、申立期間の保険料を納付していたはずであると述べているところ、申立人の提出した家計簿の写しに記載のある保険料額は、当時の一人分の保険料に相当するものであるほか、オンライン記録によれば、申立期間当時、申立人の元夫も国民年金に加入している上、元夫は申立期間の保険料は納付済みとされていることから、家計簿の写しに記載のある保険料は元夫のものとするのが自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の昭和 47 年 12 月に払い出されており、これ以外に申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ国民年金加入手続を行ったものとみられ、同手続までは国民年金には未加入とされていたことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の所持する年金手帳にも国民年金被保険者資格取得日は昭和 47 年 12 月 15 日と記載され、申立期間は未加入とされており、オンライ

ン記録との齟齬も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から同年9月まで

私は、60歳になったころ、年金の通知が送付され、すぐに役場へ行って年金受給額の説明を受けた。しかし、その時に算出された年金額が少なかったので65歳まで国民年金の加入を継続したいと考え任意加入の手続をした。以降、口座振替により保険料を納付したはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳になったころ、国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の所持する国民年金手帳には、申立人が60歳到達に伴い国民年金被保険者資格を喪失した後、平成7年10月13日に、任意加入により同資格を取得したことが記載されており、これはオンライン記録上、申立期間が未加入期間とされていることとも符合している。

また、申立人は、平成5年ごろから申立期間を含め、65歳到達の12年*月まで夫の預金口座からの振替で保険料を納付していたと主張し、申立期間において同口座から1名分の保険料が振り替えられたことを示す振替履歴を提出しているが、当該金融機関の4年3月から12年5月までの振替履歴によれば、i) 申立人の国民年金被保険者資格の種別が第3号から第1号に変更となり、申立人が保険料を納付することとなった4年4月より前の同年3月に申立人以外の者とみられる1名分の保険料が振替されていたこと、ii) その後、5年8月まで1名分が振替された後、同年9月から申立期間直前の7年5月までは2名分の振替となっていること、iii) 申立期間については1名分のみの振替であったこと、iv) 申立期間直後の7年10月から再び2名分となり、10年4月まで継続して2名分であったが、同年5月以降1名分の

振替となったことが確認できる。

さらに、当該金融機関が保管する預金口座振替依頼書によれば、平成5年9月に申立人が夫の口座からの振替による保険料納付を依頼したことが確認できるほか、昭和47年7月の同依頼書により、このころから継続して申立人の夫の口座からの振替により保険料を納付していたとみられる申立人の義妹が、オンライン記録上、平成10年4月まで保険料を納付した後、同年5月から法定免除となったことも確認できる。

これら申立人の夫の口座からの保険料の振替状況、申立人の保険料納付開始時期（平成4年4月）、口座振替開始時期（平成5年9月）、申立人の義妹の保険料の納付状況（平成10年4月まで）及び上記のとおり申立人が申立期間において未加入とされていることを勘案すると、申立期間の保険料として振替されているのは、申立人の義妹に係るものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 47 年 3 月まで

申立期間当時、商売の経営も順調で国民年金の保険料を納付するのに何の支障も無かった。自分の性格から何事も支払いが遅れるということは許せないという信念で日々過ごして来た。当然、国民年金の保険料を 7 年近く納付していなかったなど考えられないことであり、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 10 月ごろ、申立人の妻が社会保険を国民健康保険に切り替えるために市役所に行った際、市役所の職員に勧められて国民年金加入手続を行い、以来、その妻が夫婦分一緒に国民年金保険料の納付を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、48 年 8 月に夫婦連番で払い出されており、これ以外に申立人に対して別の同記号番号が払い出されたことはうかがえないことから、このころ申立人は国民年金加入手続を行い、39 年 10 月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものとみられる。このことから、申立人は、48 年 8 月ごろ行ったとみられる国民年金加入手続までは国民年金には未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、昭和 48 年 8 月ごろの加入手続の時点では、申立期間の大半は既に時効に到達していたことになるが、申立人が特例納付を行った事情もうかがえない。

さらに、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、申立期間の保険料の納付について、納付書により納付していたと述べているが、申立人の居住する市で納付書による保険料の納付が始まった

のは昭和 48 年からであり、申立期間当時の状況とは一致しない。

加えて、申立期間に申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻も、オンライン記録上、申立人と同じく昭和 47 年 4 月から保険料の納付を開始しており、申立期間は未納とされている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月から 31 年 8 月 1 日まで
② 昭和 32 年 1 月 1 日から同年 10 月 10 日まで

昭和 26 年 5 月から同級生が社長を務めていた A 事業所に勤務した。しかし、年金記録では、昭和 31 年 8 月 1 日から 32 年 1 月 1 日までの期間と同年 10 月 10 日からの期間のみが記録されている。

昭和 26 年 5 月から継続して勤務しているため、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②当時、A 事業所に勤務していた複数の同僚が申立人の氏名を記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、申立期間後に A 事業所で社会保険等の事務を担当していた同僚は、「申立期間①及び②当時は、社長の指示で加入手続を行っていたと思う。入社してから昭和 31 年 8 月 1 日までの期間について、申立人は厚生年金保険に加入していないと思うし、自分も加入していない。また、32 年初頭から同年 10 月までの期間についても、申立人は厚生年金保険に加入していないし、自分も加入していない。申立人の年金記録と自分の年金記録は、ほとんど変わらないと思う。昭和 32 年初頭から同年 10 月までの期間については、申立人も自分も、A 事業所の関連会社である B 事業所で勤務（在籍）していた時期ではないかと思う。申立人及び自分の年金記録が空白となっている期間については、厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」と証言している。

また、申立人及び上述の同僚がしばらく勤務をしていた B 事業所は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所として確認ができなかった。

さらに、C 事業所（A 事業所が名称を変更）に申立期間①及び②当時の厚生年

金保険の適用、保険料控除の状況について照会したが、当該事業所は、「申立期間①及び②当時の従業員に係る資料は保管していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月ごろから 29 年 5 月ごろまで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、中学校を卒業してから昭和 29 年 5 月ごろまで A 事業所に勤務していた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 事業所への入社の際及び業務内容の詳細な説明から、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録において、申立人が同じ中学校を卒業して、同時期に A 事業所に入社したとする同僚 2 名のうち 1 名は A 事業所の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、記録の確認できた他の 1 名についても、入社後、直ぐには厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

また、上述の同僚 2 名とは連絡が取れないため、申立人が卒業したとする中学校に照会したが、申立人の氏名は確認できるものの、卒業後の進路、就職先の資料は残っていない。

さらに、A 事業所は閉鎖し、事業主は亡くなっているため、申立期間当時において、A 事業所に係る厚生年金保険の記録が確認できる複数の者に照会したが、申立人の勤務について記憶している者は無く、申立人の勤務実態を確認することはできなかった。

なお、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 28 年 1 月 1 日から 29 年 1 月 18 日（最後の被保険者資格取得者の取得日）までの被保険者記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 21 日から 46 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、A事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言によれば、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和 45 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 10 月 21 日に資格を喪失後、46 年 4 月 1 日に再度、資格を取得しており、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

また、A事業所が提出した従業員名簿によれば、申立人の厚生年金保険及び健康保険組合の被保険者資格の得喪日並びに厚生年金保険の被保険者整理番号は、前述の厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していることが確認でき、当該事業所は、「申立人に係る昭和 45 年 10 月 21 日付けの被保険者資格の喪失届及び 46 年 4 月 1 日付けの被保険者資格の取得届を行ったと思われ、申立期間は、申立人の給与から保険料を控除していたとは考え難い。」と回答している。

さらに、申立人が提出した年金手帳の国民年金印紙検認記録によれば、申立期間は、国民年金保険料を印紙で納付していることが確認できる上、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの期間は、所得比例保険料を上乗せして納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 26 日から同年 7 月 26 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が引かれていたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の証言及び申立人の記憶から、申立人は、申立期間中にA事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所の元事業主は、「申立人はBの経験が無いため、3か月の試用期間があった。申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と証言している。

また、元事業主は、「雇用保険と厚生年金保険の届出は一緒に行っていた。」と証言しており、申立人のA事業所における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、C市の回答から、申立人は申立期間に国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、オンライン記録から、申立期間にA事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の元同僚とは連絡が取れず、また、申立期間以外の期間に当該事業所で加入記録が確認できる複数の元同僚は、「事業主が厚生年金保険の加入について、どのような取扱いをしていたのかは分からない。」と述べており、当該事業所での厚生年金保険の適用について証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1156

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月29日から34年8月13日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。A事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人の詳細な記憶から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が一緒に働いた同僚として氏名を挙げた8名のうち、申立期間中に被保険者記録がある者は1名のみであることが確認でき、当該同僚の中には、「自分は昭和33年か34年に入社したが、厚生年金保険の記録は36年4月1日からになっており、その理由は分からない。」と証言している者もいることから、当該事業所では、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立期間当時の事業主は死亡しており、申立期間当時における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和27年11月1日から36年6月1日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1157 (事案 782 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 21 日から 38 年 5 月 1 日まで
② 昭和 38 年 5 月 1 日から 40 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 40 年 6 月 4 日から 41 年 9 月 11 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、改めて申立てを行いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年10月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号について、申立期間である3回の厚生年金保険被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再度働く意思があったため、脱退手当金を受け取っていないと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 3 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の職務内容に係る申立人の詳細な記憶から、勤務期間は特定することができないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚の中には、申立人と同様に氏名が確認できない者がみられるほか、申立期間においてA事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員は、「自分はA事業所において厚生年金保険に加入する前から当該事業所に勤務している。」と証言している。

また、申立期間当時の社会保険事務担当者は既に死亡しており、当該担当者に社会保険事務を引き継いだとする者に聴取したところ、「従業員の入退社が頻繁であったため、入社後数か月勤務状況をみた後で厚生年金保険に加入させていた。」と回答していることから、A事業所では必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所に照会したところ、申立期間当時の人事記録等の書類は残されていないと回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 34 年 7 月 7 日から 35 年 8 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認し

たが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1159

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月 1 日から 33 年 2 月 1 日まで
② 昭和 33 年 7 月 17 日から 34 年 6 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、A事業所での厚生年金保険の被保険者期間が5か月間であった。

記憶では、もっと長く勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同時期に入社したと申立人が記憶する同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、当該同僚は、「自分は前職を退職直後にA事業所に入社したが、A事業所での厚生年金保険の記録は、1年後から確認できる。」と証言している。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、上述の同僚を含め、同時期に入社したと申立人が記憶する複数の同僚の年金記録を確認したところ、いずれの同僚も昭和 33 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B事業所（A事業所が名称を変更）は、「申立期間①当時、入社後半年から数年の期間は臨時社員としての取扱いであり、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しており、当該事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の写しにおいて、申立人は、昭和 33 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該資格取得日は、オンライン記録と一致する。

申立期間②について、申立人を記憶する複数の同僚は、申立人の退職の時期について記憶していないことから、申立人が退職した時期を特定することができな

かった。

また、申立人を記憶する複数の同僚は、「私のA事業所の退職日は、被保険者資格の喪失日と合っていると思う。」と証言している。

さらに、B事業所は、「厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続については、退職日に合わせて手続を行っていたと思う。」と回答しており、同事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の写しにおいて、申立人は、昭和33年7月17日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該資格喪失日は、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月1日から29年12月23日まで
(A事業所)
② 昭和52年4月1日から同年6月1日まで
(B事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①について、脱退手当金を支給済みであるとの回答を得たが、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②について、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得たが、昭和52年4月から働いていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて5ページに記載されている女性において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和29年12月23日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者12名のうち、資格喪失日と同日に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた1名を除く11名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、10名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち8名について資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による

代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和30年4月28日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号について、申立期間①と申立期間①後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、B事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によれば、申立人は、当該事業所において昭和52年6月1日に資格を取得していることが確認でき、同日は社会保険事務所の記録と一致している。

また、申立人が提出した昭和52年度の国民年金保険料領収書から、申立人は、申立期間②において国民年金に加入し、52年4月から同年6月までの国民年金保険料を、同年5月28日に納付していることが確認できる。なお、オンライン記録では、同年6月の国民年金保険料が還付され、同年4月及び同年5月の国民年金保険料は還付されていないことが確認できる。

さらに、申立人のB事業所における雇用保険被保険者記録は厚生年金保険被保険者記録と一致しており、申立期間②において雇用保険の加入記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。
A事業所に勤務していた期間について、同僚は厚生年金保険の被保険者記録があると聞いたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和 55 年 9 月 1 日に厚生年金保険任意包括適用事業所となったことが確認できる。

また、申立人が同僚として挙げた者は、申立期間当時、A事業所において申立人とは異なるCとして勤務していたとしていること、及びB事業所（A事業所と事業主は同一）の厚生年金保険に加入していることがオンライン記録で確認できたため、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、昭和 38 年 8 月 1 日から平成 2 年 6 月 1 日までの間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立人と同じDとして勤務していたとする者についても、上述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録に氏名が見当たらない。

さらに、申立期間当時のA事業所の事業主の妻に照会したところ、「事業所は閉鎖しており資料は残っていない。夫は亡くなり、私はA事業所の経営にはノータッチであったため全く分からない。A事業所の経理関係は、夫の姉に聞いても

らいたい。」と回答したため、事業主の姉に照会したが、「申立期間当時、A事業所の従業員の給与事務については、専門家に任せていたが、どこに依頼していたかについて記憶していない。」との回答しか得ることはできず、申立期間当時A事業所でDとして勤務していた者に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除についての証言及び資料を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立期間について、申立人は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年6月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、昭和20年4月にA事業所に入社したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚は既に亡くなっているため聴取することはできないものの、申立人のA事業所に関する入社の際の経緯及び証言は、詳細かつ具体的であり、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和20年6月1日にA事業所の厚生年金保険の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、A事業所の厚生年金保険被保険者であった複数の元従業員は、「A事業所で厚生年金保険に加入する前から当該事業所に勤務していた。」と証言しており、当該事業所では、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、B事業所(A事業所の後継事業所)に照会したところ、「当時の資料は残っていないが、厚生年金保険の被保険者記号番号が払い出される前の期間についての厚生年金保険料は、給与から控除していないと考える。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月 26 日から 55 年 8 月 1 日まで
② 昭和 55 年 11 月 26 日から 63 年 7 月 26 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間中にA事業所から継続して給料の振り込みを受けていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の複数の同僚は、申立人のことを承知しており、申立人が申立期間にA事業所に所属していたことは推認できる。

しかし、A事業所の申立期間当時の役員は、「申立人は、有資格者でA事業所に必要な者だったが、常時勤務する者ではなかった。」と回答している。

また、申立期間当時、A事業所の事務を担当していた社会保険労務士は、「申立期間当時、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険は必ずセットで加入させていた。雇用保険に加入していない期間は、厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料は控除していないと考える。」と回答しており、申立人のA事業所における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

加えて、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和 52 年 8 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年同月 31 日に健康保険被保険者証を返納したこと、55 年 11 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 12 月 4 日に健康保険被保険者証を返納したことが確認できる。

なお、A事業所は既に全喪しており、申立期間当時の事業主も亡くなっている

ため、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況を確認できる資料は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月から31年3月ごろまで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。A事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所の業務内容、申立期間当時の事業主及び取引先について、詳細に供述していることから、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録から、A事業所は、昭和28年12月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚にも、A事業所における厚生年金保険の被保険者記録について確認できない者が複数見受けられる。

さらに、事業主及び社会保険事務の担当者であったとする者については連絡が取れないことから、厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる証言を得ることはできない。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所が適用事業所となった日(昭和27年9月16日)から、当該事業所が適用事業所でなくなった日(昭和28年12月15日)までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。